

別に定める事項

関係条項	内容
第 3 条 (交付申請)	(添付書類) ・ 事業実施計画書 ・ 所要（精算）額算定基礎資料 ・ その他必要と認める書類 (注 1) 事業実施計画書及び所要額算定基礎資料の提出をもって第 3 条に定める収支予算書（様式第 1 号別記）及び誓約書（様式第 1 号の 2）の提出を省略できることとする。
	(指定期日) 令和 7 年 7 月 3 1 日
第 7 条第 1 項 (変更交付申請)	(軽微な経費配分の変更) 補助額の増額を伴わない範囲で経費配分を変更する場合
	(軽微な事業内容の変更) 補助事業の目的、効果に影響を及ぼさない範囲で、補助事業の細部の変更を行う場合
	(添付書類) 第 3 条の添付書類に準じる
	(指定期日) 変更交付申請を行う事由が発生後、速やかに申請
第 9 条第 1 項 (遂行状況報告)	(報告事項等) —
第 11 条 (実績報告)	(添付書類) ・ 所要（精算）額算定基礎資料 ・ 補助対象経費を支払ったことを証する領収書等の写し（支払いの日付、内容が確認できるもの） ・ その他必要と認める書類 (注 1) 領収書等により補助対象経費に該当することを確認できない場合は、請求書等支払いの内容が確認できるものを併せて提出 (注 2) 精算額算定基礎資料の提出をもって第 11 条に定める収支決算書（様式第 8 号別記）の提出を省略できることとする。
	(指定期日) 補助事業完了の日から 30 日を経過した日又は翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日
第 19 条第 1 項 (財産の処分制限)	(処分制限時間) 減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年 3 月 31 日大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数等の期間